

## 四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金 ソフト整備支援事業チェックリスト

下記の「確認事項」に該当する場合、チェック欄に「レ」を記入してください。

補助金受給には、下記すべての確認事項に該当したうえで、市の審査を経る必要があります。

| 確認事項   | チェック |
|--|------|
| ①対象企業の要件をすべて満たしている。<br>・本店または主たる事業所が四日市市内である。<br>・四日市市内において1年以上事業を営んでいる。<br>・中小企業者または小規模事業者である。<br>・市税を完納している。   |      |
| ②社会保険労務士等有資格者への依頼前である。<br>◎社会保険労務士等への委託費用の見積書を添付してください   |      |
| ③年度内に新たに作成した就業規則を労働基準監督署に提出し、受理印を受け、実績報告をすることが可能である。   |      |
| ④新たに作成する就業規則は、法令で定める内容を満たし、その一部または全部について法定を上回る規定や制度を設けるものである。<br>★改正、制定を予定している項目や制度<br>( )<br>例 <input type="checkbox"/> 産前産後休暇、育児休業、子の看護休暇の充実<br><input type="checkbox"/> 介護休業、介護休暇等の充実<br><input type="checkbox"/> 母性健康管理、不妊治療支援の充実<br><input type="checkbox"/> 孫育て休暇の導入 |      |
| ⑥この就業規則の整備について、他の公的な補助金を受けていない。  |      |
| ⑦今年度、この補助金のソフト整備支援事業を申請していない。  |      |

記入日 年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_